

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年1月31日

香川県監査委員 白鳥 一雄
同 武田 宏之
同 十河 直
同 里石 明敏

1 監査対象部局

知事部局（政策部、総務部、危機管理総局、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、交流推進部、農政水産部、土木部、出納局）108機関

2 監査対象年度 令和5年度

3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 収入について （ア）昨年度指導していたにもかかわらず、現金受払簿への登記が漏れているものが1件あった。（県立ミュージアム） イ 支出について （ア）緊急払の理由書について、支払手続を誤解したまま、会計管理者あてに提出したものがあった。（政策課） （イ）補助金について、交付決定が遅延し、かつ、交付決定日を誤っているものが1件あった。（瀬戸内国際芸術祭推進課） （ウ）資金前渡の精算について、受領印欄に押印が無い領収書が1件あった。（さぬき動物愛護センター） （エ）高速道路を利用した県内旅費について、領収書を紛失していたものが1件あった。（高等技術学校） ウ 契約について （ア）業務委託契約において、契約書に定める日までに実績報告書が提出されておらず、かつ、全額を	ア 収入について （ア）直ちに現金受払簿への登記及び修正を行った。今後は、納付書作成時の現金受払簿との照合確認を徹底する。 イ 支出について （ア）緊急払に限らず会計規則や出納事務の手引を十分確認して、支払手続をするよう職員に周知徹底した。今後は適正な処理に努める。 （イ）補助金に係る事務の流れを一覧にし、職員に周知した。今後は、適正な事務処理に努める。 （ウ）直ちに債権者から領収書の受領印欄に押印を受けた。今後は、領収書を受領する際に不備がないかどうかの確認を徹底する。 （エ）証拠書類の保管を適切に行うよう、職員に周知した。今後は、適切な管理を徹底する。 ウ 契約について （ア）事務局予備調査終了後、直ちに委託先に実績報告書を提出させた。今後は、期日までに確実に提

	概算払いしているにもかかわらず多額の戻入が発生しているものがあった。（文化振興課） (イ) 文献利用料契約について、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う変更契約を行っていないかった。（環境保健研究センター） (ウ) 業務委託に係る契約について、契約書の作成が4か月以上遅延し、かつ、仕様書に不備があるものがあった。（みどり保全課） (エ) 手洗い場設置工事について、香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）等に基づいて執行したにもかかわらず、手続が適切に実施されていないかった。（さぬき動物愛護センター） (オ) 契約額が50万円を超える手数料について、予定価格調書を作成していないものがあった。（産業政策課） (カ) 委託業務について、成果報告書の未提出や検査調書の未作成など履行確認が不十分なものが散見された。（交流推進課（サミット閣僚会合推進室）） (キ) 新川逆流防止樋門等管理委託業務について、契約書等に定めた様式での報告がなされていないかった。（長尾土木事務所） エ 物品・財産について (ア) 県有自動車2台について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める6ヶ月法定点検をしていなかった。（瀬戸内国際	出するように、委託先への指示及び確認を徹底する。また、できるだけ戻入が発生しないよう、契約内容の変更を検討する。 (イ) 直ちに契約内容を見直し、令和6年度の契約に反映させた。今後は、契約書等の関係書類に基づいて調定を行うよう徹底する。 (ウ) 今後は、契約の相手方の決定後、速やかに契約書を作成する。また、仕様書については、契約の履行に必要な事項を漏らさず記載するよう徹底する。 (エ) 今後は、香川県建設工事執行規則や香川県工事請負契約約款等を十分に確認するとともに、工事所管課にも確認の上、適正な執行に努める。 (オ) 予定価格調書の作成について職員に周知した。今後は、会計規則や出納事務の手引等を十分に確認し、適正な執行に努める。 (カ) 直ちに検査調書の作成や事業報告書を提出させることにより、履行確認を行った。今後は、厳正な履行確認を徹底する。 (キ) 今後は、契約書等に定められた内容を十分に確認した上で、履行確認を適正に行うよう、関係職員に周知徹底するとともに、受託者とも、契約書等に定められた報告様式及び内容等について再確認を行った。 エ 物品・財産について (ア) 今後は、法定点検の時期を車歴カードに明記し、遅滞なく法定点検を実施する。
--	---	--

検討指示事項	芸術祭推進課) (イ) フロン回収・破壊業務について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に定める書類の交付及び受領をしていなかった。 （環境保健研究センター） (ウ) 道路占用物について、占用許可更新申請書の提出がなかったにもかかわらず、誤って占用許可の更新をしているものが1件あった。 （高松土木事務所） ア 収入について (ア) 香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）に基づく占用許可において、同条例第12条に定める使用料の収納未済が生じていることから、占用開始までに使用料収納が確認できるよう、現在の許可手続きについて見直しを検討されたい。（交流推進課（サミット閣僚会合推進室））	(イ) 直ちに法に定める書類の交付及び受領を行った。今後は、関係法令を確認の上、適正な執行に努める。 (ウ) 直ちに占用許可更新申請書の提出なしで更新をしていた占用許可と、それに伴う占用料の調定の取消しを行った。今後は、香川県道路占用規則等に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。 ア 収入について (ア) 使用料前納のための日数を確保できるよう、許可申請書の早期提出を県ホームページ等で周知を行う予定である。
---------------	---	--